

★令和2年改正都市計画法等による「開発許可制度」の内容が全て理解できる！

令和2年改正都市計画法等による 開発許可制度 の要点

開発許可制度研究会／編著

A5判・並製・定価2,090円(本体1,900円)・図書コード3447

- 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)は、令和2年6月10日に公布され、都市計画法における開発許可制度の見直しに係る改正部分については、令和4年4月1日に施行されます。
 - 今回の改正は、近年の激甚化・頻発化する災害を踏まえ、増大する災害リスクに的確に対応するために、河川堤防の整備等のハード対策とともに、災害リスクの高いエリアにおける開発の抑制が重要であり、開発規制について災害リスクを重視する観点から見直しされたものです。
- ★本書は、この令和2年の都市計画法等による「開発許可制度」の改正内容を、わかりやすく解説！
- ★Q & Aとともに参考資料等もまとめ、今回改正のポイントが理解できる！
- ★都市計画、開発許可担当者をはじめ関係者必読の図書！

はしがき

第1章 災害ハザードエリアにおける開発規制の見直し

—令和2年(2020年)都市計画法等の改正—

- はじめに
- 法改正に至る経緯・背景
- 法改正の概要
- 災害レッドゾーンと災害イエローゾーン
- 災害レッドゾーンの開発規制の強化(都市計画法改正)
- 市街化調整区域の浸水想定区域等における開発規制の厳格化(都市計画法改正)
- 災害ハザードエリアの開発等に対する警告・公表制度(都市再生特別措置法改正)
- 災害ハザードエリアからの移転の促進(都市計画法及び都市再生特別措置法改正)
- 今後の展望と課題

第2章 Q & A (抄)

<総論>

■改正の背景

Q2 今回の開発許可制度の見直しの効果は何か。

<各論>

■法第33条第1項第8号の改正関係

Q5 災害レッドゾーンにおける自己業務用施設の開発の原則禁止については、既存の施設も対象か。

Q6 自己居住用の住宅についても、災害レッドゾーンにおける開発を原則禁止とすべきではないか。

Q13 土砂災害特別警戒区域についても、災害危険区域のように制限に適合すれば法第33条第1項第8号ただし書の適用が認められるのか。

Q14 令和3年通知にある「同等以上の安全性が確保されると認められる場合」とは何か。

■法第34条第8号の2の創設

Q15 災害レッドゾーンからの移転を目的とした開発行為について新たな立地基準を設ける趣旨は何か。

Q16 「代わるべき」建築物等に当たるか否かについて、条文上明記されている同一の用途に供されるという要件以外に、どのような基準で判断されるのか。

■市街化調整区域における開発抑制

【総論】

Q19 なぜ市街化調整区域における開発を抑制するののか。

Q20 市街化区域において規制強化しないのはなぜか。

Q24 法第34条第11号、第12号以外への影響はあるのか。

Q25 法第43条第1項の許可の取扱いがどのようになるのか。

Q26 許可不要とされている開発行為(農家住宅など)に対する影響はあるのか。

【条例区域の明確化】

Q28 なぜ区域を明確にする必要があるのか。

Q29 法令上、区域を明確にする必要があるのか。

Q31 いわゆる「50戸連たん区域」は区域を明確にする必要があるのか。

Q33 区域を客観的かつ明確にしない場合、どのような影響があるのか。

【条例区域からの除外】

Q34 現行の条例で指定されている区域も見直しの対象になるのか。

Q35 今後、新たに条例で指定される区域も見直しの対象になるのか。

【条例区域から土砂災害警戒区域の除外】

Q39 なぜ災害イエローゾーンである土砂災害警戒区域が除外対象に含まれるのか。

Q40 令和3年通知にある「指定避難所への確実な避難が可能な土地の区域」とは、避難場所への距離や所要時間が具体的にどの程度であれば該当するのか。

【条例区域から一定の浸水想定区域の除外】

Q49 なぜ想定浸水深は3.0mが目安とされているのか。

Q59 工場や店舗の場合、浸水に対する安全上及び避難上の対策としてどのような対策を講じるべきか。

■居住誘導区域外の立地に対する届出を踏まえた警告・公表

Q64 強制力を伴わない公表という措置は、災害レッドゾーンにおける開発行為等の抑制に十分な効果を発揮できるのか。

■特定都市河川浸水被害対策法との関係

Q65 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域の開発規制との関係はどのようなになっているのか。

Q66 条例区域からの除外が必要となる一定の浸水想定区域と特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域にはどのような関係があるのか。

第3章 参考資料

- 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律 新旧対照条文
 - 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)(抄)(第1条関係)
 - 都市計画法(昭和43年法律第100号)(抄)(第2条関係)
 - 附則
 - 衆議院・参議院の附帯決議
- 1 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
 - 都市再生特別措置法施行令(平成14年政令第190号)(抄)(第1条関係)
 - 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)(抄)(第2条関係)
- 2 都市再生特別措置法施行規則及び都市計画法施行規則の一部を改正する省令
 - 都市再生特別措置法施行規則の一部改正
 - 都市計画法施行規則の一部改正
- 3 都市再生特別措置法第90条の規定及び都市再生特別措置法施行令第38条の規定による都市計画法第34条及び第41条の代替表
 - 都市再生特別措置法施行令第39条の規定による都市計画法施行令第29条の10の代替表
 - 都市再生特別措置法施行令第39条の規定により都市計画法施行令第29条の10の規定を替り替えて適用する場合における同令第29条の9の代替表
 - 都市再生特別措置法第90条の規定により都市計画法第43条第2項の規定を替り替えて適用する場合における都市計画法施行令第36条第1項の代替表
- 4 都市再生特別措置法第90条の規定により都市計画法第43条第2項の規定を替り替えて適用する場合における都市計画法施行令第36条第1項の代替表
- 5 技術的助言
 - 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による都市計画法の一部改正に関する安全なまちづくりのための開発許可制度の見直しについて【技術的助言】
 - 都市計画法第33条第1項第8号の規定の運用について【技術的助言】
- 6 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 新旧対照条文
- 7 都市計画基本問題小委員会中間とりまとめ



泰成出版社

本社 〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11

TEL 03 (3321) 4131 FAX 03 (3325) 1888

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

★弊社ホームページでもご注文いただけます。関連図書も取りそろえておりますので、ご利用ください。

21.07.S

(キリトリ線)

注文年月日

図書コード	書名	定価(本体価格)	数量
3447	令和2年改正都市計画法等による開発許可制度の要点	2,090円(本体1,900円)	部
	合計	円	部

〒 所在地

〒

団体・会社名

部課名

担当者名

TEL

FAX

E-mail

購読区分 公用・私用

番線印

●ご記入いただいたお客様の個人情報は、ご注文いただいた書籍の配達、ご請求等の連絡およびダイレクトメールのお届け等の弊社の営業活動に限り利用し、その目的以外での利用はいたしません。